

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月9日

【四半期会計期間】 第76期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社丸井グループ

【英訳名】 MARUI GROUP CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 青井 浩

【本店の所在の場所】 東京都中野区中野4丁目3番2号

【電話番号】 03-3384-0101(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 村井 亮介

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区中野4丁目3番2号

【電話番号】 03-3384-0101(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 村井 亮介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第75期 第3四半期 連結累計期間	第76期 第3四半期 連結累計期間	第75期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	306,207	306,736	406,472
経常利益	(百万円)	10,019	14,185	14,088
四半期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	2,957	3,828	23,638
四半期包括利益又は 包括利益	(百万円)	3,800	6,539	23,803
純資産額	(百万円)	312,489	287,587	284,885
総資産額	(百万円)	663,692	637,648	628,910
1株当たり四半期純利 益金額又は当期純損失 金額()	(円)	10.80	13.99	86.36
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)		13.81	
自己資本比率	(%)	47.0	45.0	45.2

回次		第75期 第3四半期 連結会計期間	第76期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利 益金額	(円)	3.63	9.84

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 第75期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 5 第75期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間の経営環境は、東日本大震災の影響により落ち込んだ景気が穏やかに持ち直し、個人消費も一部に回復がみられたものの、歴史的な円高の進行や欧州債務危機による海外景気の下振れ懸念、また依然として厳しい雇用情勢など、先行き不透明な状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、これまですすめてきたお客様ニーズに基づく商売を継続・強化し、年齢の枠を超えた幅広い年代のお客様にご支持いただくことで、客層ならびに客数の拡大による売上高の回復をはかりました。また、当社の基本戦略である「店舗・カード・Web」の三位一体化を推進し、経営資源を最大限に活用することで収益力の向上をめざしてまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の連結売上高は306,736百万円（前年同期比0.2%増）となり、販管費を継続的に見直した結果、営業利益は14,804百万円（同36.3%増）、経常利益は14,185百万円（同41.6%増）、四半期純利益は3,828百万円（同29.4%増）と増収増益となりました。

セグメント別の状況

（小売事業）

小売事業では、お客様ニーズに基づく商売をすすめ、客層と客数の拡大に取り組むとともに、自主・PB商品の拡大による収益力の向上につとめてまいりました。

まず、商品面では、お客様ニーズにお応えするため、お客様と共同開発した新PB商品の展開を推進しました。快適性や機能性を重視した婦人靴の「ラクチンきれいパンプス」や婦人靴の「ラクチン快適バッグ」が引き続き大変ご好評をいただき、また今秋には新たに婦人服の「ラクチン綺麗パンツ」や紳士靴、紳士靴の販売も開始しました。展開商品の拡大にともない「ラクチン」シリーズへのお客様の注目度が着実に高まり、販売実績は従来PB商品を大幅に上回って推移しております。

丸井店舗では、サイズ対応や品揃えの見直しなど、個店ごとの独自の取組みをすすめるとともに、Webサイトのご案内やEメールを活用した各ショップからのタイムリーな情報発信を強化するなど、お客様の利便性の向上をはかりました。

このような施策により、30歳以上の客数が高伸長し、既存店のお買上客数は前年同期比2%増と、第3四半期累計期間では2008年度より4期連続で前年を上回りました。

通信販売では、W e b通販のご利用客数が順調に拡大するとともに、一型当たり売上高の拡大に取り組んだことで、在庫の効率化や販管費の減少により収益力の改善がすすみました。

出店につきましては、4月に関西地区で3店舗目となる「京都マルイ」を開店いたしました。当社がすすめてきたお客様参加型の商売を店づくりに活かしたことにより、開店以来、幅広い年代のお客様にご来店いただくことができました。

さらに、新P Bが牽引し自主売場の荒利率が改善したことで、10月以降の小売事業の荒利率が下げ止まったことや、コスト面では、新店費用はあったものの、既存店舗の設備費や運営コストの見直しを継続して実施し、収益確保につとめた結果、小売事業の営業利益は5,855百万円（同93.2%増）と大幅な増益となりました。

(カード事業)

カード事業では、お客様ニーズに対応した施策によるご利用客数の拡大と、三位一体化による収益力の向上に取り組みました。

新規カードの発行は、新開店した「京都マルイ」で多くのお客様にご入会いただいたことに加え、8月から全店で開始した新しい入会特典「2,000円クーポン」の導入効果もあり、第3四半期累計期間の発行枚数は51万枚、前年同期比17%増と高伸長しました。また、ご利用額の多いゴールドカードやデザインカード会員が着実に増加するとともに、4月には「エポスプラチナカード」の発行を開始し、当社独自のカードによるお得意様づくりをすすめました。

三位一体化の取り組みでは、当社の強みであるカードの店頭即時発行や、オンラインサービス「エポスネット」の丸井店舗での登録促進により、期末のネット会員数は269万人に拡大し、ネット登録率は55%にまで高まりました。また省資源への対応として、ご利用明細のW e b化の取組みをすすめたことで、環境への配慮とローコストな運営を推進しました。

このような施策により、カードのご利用客数が着実に増加し、加盟店でのショッピングクレジットの取扱高は3年連続で3割増と好調に推移し、また、キャッシングとともにカード事業の新たな柱となるショッピングクレジットのリボ・分割払債権の残高は1000億円を超えるまでに拡大しております。

以上の結果、カード事業については、総量規制によるご利用制限の影響などによりキャッシング収入が減少したため減収となりましたが、債権内容の改善による貸倒費用の減少もあり、営業利益は9,430百万円（前年同期比12.9%増）と第3四半期累計期間では4期連続の増益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

（株式会社の支配に関する基本方針）

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる者が望ましいと考えております。

また、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させていくためには、当社の企業理念や経営資源に関する十分な理解、中長期的な視点に立った安定的な経営が不可欠であると考えております。

現在、当社は、小売業界における厳しい競争の中、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるため、全力で取組んでおりますが、わが国の資本市場においては、ある程度の法的な整備がおこなわれたとはいえ、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大量の株式を取得する行為がおこなわれることも十分あり得ると判断しております。

もとより、当社は、上場会社である以上、当社株式の売買は、株主や投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従いまして、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的からみて、真摯に合理的な経営をめざすものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会がその条件などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さない取得行為がおこなわれる可能性も否定できません。

当社は、このような買収者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと判断いたします。

2. 基本方針の実現に資する取組みの内容

当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるための取組み

当社グループでは、これまですすめてきた「お客様ニーズに基づく商売の革新」を加速し、年齢の枠を超え、幅広い年代において客層・客数を拡大するとともに、当社の基本戦略である「店舗・カード・Web」の三位一体化をすすめ、経営資源を最大限に活用することで収益力の向上をめざしております。

まず、小売事業では、お客様の潜在ニーズにお応えするため、P B商品の開発をすすめてまいりました。ニーズ対応を進めた商品の拡大により、婦人靴や婦人鞆のP B商品売上が高伸長しております。今後はさらにカテゴリーの拡大と品揃えの充実で、新たな需要の創造を実現してまいります。

また、店舗でのサイズへの要望や品揃えの対応を継続するとともに、Webサイトでの店別在庫照会サービスの充実やEメールを活用した各ショップからのタイムリーな情報発信など、店舗とWebの連携による施策を実施しております。

次に、カード事業では、相互送客型の独自の提携カードである「コラボレーションカード」の拡大や「エポスプラチナカード」の新規発行、オンラインサービス「エポスネット」の店舗での登録を通してのお客様の利便性の向上などにより、お客様ニーズに対応した施策によるご利用客数の拡大と収益力の向上に取り組んでおります。

このように、丸井グループの経営資源とノウハウを最大限に活用して当社グループならではの独自のビジネスモデルを確立し、今後の成長と業績の向上につとめてまいります。

社会的責任への取り組み

当社は、株主の皆様、お客様、お取引先の皆様、地域社会の皆様、そして従業員からも信頼される企業グループであり続けることをめざしております。そのため、常にお客様の視点に立った商品・サービスを提供することはもとより、安全で安心な営業体制の確立や個人情報保護など法令・ルールの遵守、環境保全をはじめとしたさまざまな社会貢献活動の実施など、積極的に社会的責任を果たすべく取り組みを推進してまいりました。今後も、ますます高度化される社会的責任への要求にお応えすることを通じて、さらに企業価値の向上をはかってまいります。

コーポレート・ガバナンス強化への取り組み

当社では、健全で公正な経営を第一に、長期安定的に企業価値および株主共同の利益を向上させていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、監査機能の強化と透明度の高い経営を推進するとともに、経営の透明性・公正性をより一層高めるため、社外取締役の選任、取締役の任期短縮などをおこなってまいりましたが、今後もより一層のコーポレート・ガバナンスの充実につとめてまいります。

3. 不適切な者によって支配されることを防止する取り組み

前記の基本方針の実現に資する取り組みを基本として、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を追求してまいりますが、企業価値および株主共同の利益に資さない株式の大量取得行為がおこなわれる可能性を否定できない現状を踏まえ、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入しました。当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、あるいは当社経営陣や独立委員会等が買収者と交渉・協議するために、必要・十分な情報と時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを本プランの目的としております。

本プランは、(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または、(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等がおこなわれる場合、当該買付等をおこなおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を当社取締役会に対して事前に提出していただきます。その後、買付者等から提供された情報や当社取締役会からの意見およびその根拠資料や代替案が、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとし、独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、直接または間接に買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等をおこないます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当すると認められた場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をおこなうものとし、また、当社取締役会は、独立委員会の新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を尊重し、新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認します（ただし、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しない場合を除きます。）。

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第75回定時株主総会終結の時から平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数をもって本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

本プランの更新にあたっては、新株予約権の無償割当て自体はおこなわれませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てがおこなわれた場合、株主の皆様が新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をおこなわなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化されることとなります（本プランに定められたところに従い、当社が非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することとした場合を除きます。）。また、一旦新株予約権の無償割当ての実施が承認された場合であっても、本プランに定められたところに従い、当社が新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権を無償にて取得することとした場合には、当社株式の1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、かかる希釈化が生じることを前提にして売買をおこなった株主および投資家の皆様は、当社株式の株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

その他、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成23年5月13日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

(http://www.0101maruigroup.co.jp/pdf/settlement/11_0513/11_0513_1.pdf)

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記の基本方針の実現に資する取組みは、いずれも当社の企業価値および株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、前記の「3. 不適切な者によって支配されることを防止する取組み」に記載のとおり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、合理的かつ客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役および社外監査役によって構成される独立委員会の判断を重視すること、独立委員会は第三者専門家の助言を得ることができること、当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能なこと、当社株主総会または取締役会により、いつでも廃止することができることなどにより、公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,400,000,000
計	1,400,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	318,660,417	318,660,417	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	318,660,417	318,660,417		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日		318,660		35,920		91,307

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 44,946,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 273,590,100	2,735,901	
単元未満株式	普通株式 123,617		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	318,660,417		
総株主の議決権		2,735,901	

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社丸井グループ	中野区中野4-3-2	44,946,700		44,946,700	14.10
計		44,946,700		44,946,700	14.10

(注) 当第3四半期会計期間末現在の自己株式数は44,947,209株です。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,615	41,205
受取手形及び売掛金	5,009	4,296
割賦売掛金	111,760	140,353
営業貸付金	158,707	136,105
商品	24,476	26,213
その他	22,243	23,937
貸倒引当金	12,890	9,900
流動資産合計	341,923	362,213
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	81,788	76,384
土地	98,470	98,280
その他(純額)	7,198	6,175
有形固定資産合計	187,456	180,840
無形固定資産		
投資その他の資産	7,435	6,901
投資有価証券	18,743	17,120
差入保証金	44,913	43,347
その他	28,438	27,224
投資その他の資産合計	92,095	87,693
固定資産合計	286,987	275,434
資産合計	628,910	637,648

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	23,822	34,304
短期借入金	51,260	36,371
1年内償還予定の社債	-	35,000
1年内償還予定の転換社債	39,532	39,532
コマーシャル・ペーパー	20,000	-
未払法人税等	320	4,967
賞与引当金	4,044	2,052
ポイント引当金	1,310	1,356
商品券等引換損失引当金	141	146
その他	17,309	22,515
流動負債合計	157,740	176,245
固定負債		
社債	67,000	52,000
長期借入金	86,900	96,900
利息返還損失引当金	25,100	18,117
その他	7,284	6,798
固定負債合計	186,284	173,815
負債合計	344,024	350,060
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,920	35,920
資本剰余金	91,307	91,307
利益剰余金	214,711	214,707
自己株式	53,888	53,888
株主資本合計	288,051	288,047
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,525	829
その他の包括利益累計額合計	3,525	829
少数株主持分	359	369
純資産合計	284,885	287,587
負債純資産合計	628,910	637,648

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
小売事業売上高	245,994	248,706
小売事業売上原価	176,968	179,575
小売事業売上総利益	69,026	69,131
カード事業収益		
消費者ローン利息収入	22,291	18,411
割賦手数料	8,112	10,192
その他	5,666	7,479
カード事業収益合計	36,070	36,083
小売関連サービス事業収益	24,143	21,945
小売関連サービス事業原価	19,268	16,796
小売関連サービス事業総利益	4,874	5,149
売上総利益	109,971	110,364
販売費及び一般管理費	99,112	95,560
営業利益	10,858	14,804
営業外収益		
受取利息	130	120
受取配当金	442	431
固定資産受贈益	592	290
その他	468	555
営業外収益合計	1,633	1,398
営業外費用		
支払利息	1,908	1,700
その他	564	316
営業外費用合計	2,473	2,016
経常利益	10,019	14,185
特別利益		
固定資産売却益	90	1,403
投資有価証券売却益	828	-
前期損益修正益	295	-
特別利益合計	1,215	1,403
特別損失		
固定資産除却損	364	861
投資有価証券評価損	4,322	6,305
投資有価証券売却損	4	-
たな卸資産評価差額	757	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	545	-
その他	-	143
特別損失合計	5,994	7,309
税金等調整前四半期純利益	5,240	8,279
法人税等	2,259	4,435
少数株主損益調整前四半期純利益	2,980	3,844
少数株主利益	23	15
四半期純利益	2,957	3,828

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,980	3,844
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	819	2,695
その他の包括利益合計	819	2,695
四半期包括利益	3,800	6,539
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,777	6,523
少数株主に係る四半期包括利益	23	15

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
税金費用の計算	税金費用の計算については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。ただし、見積実効税率を用いて計算すると著しく合理性を欠く場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
1	第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
2	平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より、法人税率の変更などが行われることになりました。 この変更により、繰延税金資産が1,118百万円減少し、未払法人税等が991百万円、その他有価証券評価差額金(借方)が88百万円、法人税等が2,021百万円、それぞれ増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
偶発債務 金融機関が行っている個人向けローンに対する保証債務残高は、6,362百万円です。	偶発債務 金融機関が行っている個人向けローンに対する保証債務残高は、9,243百万円です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。 百万円 減価償却費 11,492	減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。 百万円 減価償却費 11,258

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,916	7	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	1,916	7	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,915	7	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	1,915	7	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	小売事業	カード事業	小売関連 サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	245,994	36,070	24,143	306,207		306,207
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,697	2,925	12,941	19,563	19,563	
計	249,691	38,995	37,085	325,771	19,563	306,207
セグメント利益	3,030	8,355	1,131	12,518	1,660	10,858

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去1,780百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,440百万円です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	小売事業	カード事業	小売関連 サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	248,706	36,083	21,945	306,736		306,736
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,190	1,895	14,335	20,421	20,421	
計	252,896	37,979	36,281	327,157	20,421	306,736
セグメント利益	5,855	9,430	1,583	16,869	2,065	14,804

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去1,616百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,497百万円などです。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の費用です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、セグメントの業績を経営管理においてより有効に活用するため、固定資産の算定を従来の減損損失に関する連結調整後の金額で計上する方法から連結調整前の金額で計上する方法に変更しております。これにともない、従来の方法によった場合に比べて小売事業の減価償却費が161百万円減少しセグメント利益が同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	10円80銭	13円99銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,957	3,828
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,957	3,828
普通株式の期中平均株式数(千株)	273,716	273,713
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		13円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		205
(うち、支払利息(税額相当額控除後))	()	(205)
普通株式増加数(千株)		18,361
(うち、転換社債)	()	(18,361)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額..... 1,915百万円
- (ロ) 1株当たりの金額..... 7円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 平成23年12月5日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月9日

株式会社丸井グループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 裕

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 草 野 和 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸井グループの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社丸井グループ及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。